

Q 裁判員休暇の賃金はどうか

A 裁判員制度により裁判員候補、裁判員、補充裁判員にばれると、その時間は仕事を休む必要が生じます。

労基法 7 条では、「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。」と規定しています。

裁判員候補者、裁判員、補充裁判員の職務も同条の公の職務に該当しますので（平 17.9.30 基発 0930026 号）、従業員が裁判員等に選任され休暇を請求すれば、そのために必要な時間を与えなければなりません。

従業員が裁判員制度に参加した際に使用者が賃金を支払うべきか否かについて、労基法 7 条は触れていません。このことに関し、「本条の規定は、給与に関しては、何等触れていないから、有給たると無給たるとは、当事者の自由に委ねられた問題である。」（昭 22.11.27 基発 399 号）との行政解釈が示されており、有給としなくとも労基法違反にはなりません。

しかし、労基法 89 条では就業規則に休暇及び賃金の決定、計算及び支払いの方法について必ず記載しなければならないとしていますので、裁判員制度に参加した時の休暇、賃金の取扱いを記載する必要があります。

したがって、会社の就業規則で有給扱いとなっていれば、通常の賃金の支払いと国からの裁判員等としての職務を行うに当たって生じる損害の一部補償としての日当の支給が行われることとなり、会社の就業規則で無給扱いとなっていれば、その時間の賃金の支払いはなく、国からの裁判員等としての職務を行うに当たって生じる損害の一部補償としての日当の支給のみが行われることになります。